平成２９年（フ）第３１４号
神奈川県小田原市千代583番地の２　ビューテラスハイムＢ－103、前住所神奈川県小田原市千代584番地の６
破産者　尾崎　行彦
１　決定年月日　平成29年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１９７４号
札幌市西区発寒５条４丁目１番47号
破産者　松山さとみ
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１８２号
札幌市中央区南６条西12丁目761番地24　リリアン302号
破産者　中松　圭一
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１１９号
札幌市北区新琴似11条12丁目３番17号
破産者　山本　恭平
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３号
仙台市若林区新弓ノ町47番地　ゴールデンハイツ202
破産者　孫田あい子こと　孫　あい子
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号
福島県いわき市平字杉平６
破産者　大谷留美子
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１２８３号
横浜市中区新山下３丁目15番２－408号
破産者　栗林　國明
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２８４号
横浜市中区新山下３丁目15番２－408号
破産者　栗林麻里子
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９６号
川崎市中原区上小田中５丁目４番15－201号
破産者　楠田　雅和
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２５号
川崎市川崎区渡田新町３丁目１番27－302号　サンモリス
破産者　左巴　　初
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
川崎市川崎区渡田新町３丁目１番27－302号　サンモリス
破産者　左巴　友美
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
新潟県新発田市本町２丁目６番６号　稲垣ハイツ102
破産者　富永　真史
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１２６号
岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田２丁目23番地　コーポサトウ　205号
破産者　山田サユリ
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１５０号
静岡市清水区渋川３丁目12番30号　コーポ渋川203
破産者　金原　　寛
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６３号
愛知県愛西市大井町宮新田31番地５
破産者　市川　　修
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８３０号
名古屋市中川区吉津２丁目407、開始決定時の住所名古屋市港区大西１丁目59番地の２　プリムローズ201号
破産者　浅野　成臣
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７１７号
愛知県小牧市間々本町139番地　ロイヤル大野303号
破産者　松崎　　稔
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２２号
大分市大字宮崎1633番地の４（グレイスコートＡ205）、開始決定時の住所大分市大字中戸次5838番地の５（コンフォート四季201）
破産者　矢野　秀二
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５７号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘４丁目１番地15（県住９－306号）
破産者　末吉　義一
１　決定年月日　平成29年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係